

鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付要綱

(令和8年9月7日 教育長決裁)

(趣旨)

第1条 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、県立高等学校において行われる生徒の個人端末を活用した教育活動のため、端末を購入する保護者等の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において 鹿児島県立高等学校端末購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。（以下「規則」という。））に定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 高等学校 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）第2条に規定する高等学校をいう。
- (2) 生徒 第1号に定める高等学校（通信制課程及び専攻科課程を除く。）に、当該年度の年の4月1日（ただし、当該年度の年の4月1日より後に転学した者にあつては、その転学日）に在籍している生徒
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は生徒に保護者がいない場合は当該生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者）をいう。
- (4) 課税証明書（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載されたもの。）
- (5) 領収書等 領収書（レシート含む、紛失等の場合は、端末の販売店が発行した販売証明書）原本（次のアからエまでに掲げる事項が全て記載されたもの。）
 - ア 宛名
 - イ 購入日
 - ウ 端末購入代金、端末商品名、端末型番（領収書の金額が付属品等含めた総額の場合は、内訳が明記されていること。）
 - エ 販売事業者名
- (6) 協定事業者 県教育委員会と「端末販売業務に係る協定」を締結した事業者（ECサイト）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する世帯の保護者等とする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- (3) 家計急変世帯

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、生徒が在籍している高等学校の合格者発表の日以降に購入した端末の購入金額とする。

2 端末購入経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 端末本体
- (2) キーボード（端末本体に附属していない場合に限る。）
- (3) 消費税及び地方消費税

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の額は前条に定める端末購入代金とし、上限を 55,000 円とする。

2 補助金を交付できる回数は、高等学校在学中に 1 回とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 規則第3条の規定による補助金交付申請及び規則第16条第1項の規定による補助金交付請求をしようとする保護者等は、鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

ただし、協定事業者で購入した場合は、領収書等を省略できるものとする。

- (1) 生活保護受給世帯に扶養されている生徒がいる場合
 - ア 生活保護受給証明書
 - イ 領収書等
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に扶養されている生徒がいる場合
 - ア 課税証明書
 - イ 領収書等
 - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (3) 家計急変世帯に扶養されている生徒がいる場合
 - ア 家計急変の発生事由を証明する書類
 - イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
 - エ 領収書等
 - オ その他県教育委員会が必要と認める書類

2 前項により提出された書類に記載された事項のうち、生徒氏名、保護者等氏名及び振込先口座に変更が生じたときは、鹿児島県立高等学校端末購入費補助金申請事項変更届（別記第2号様式）を県教育委員会に届け出なければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 県教育委員会は、鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付申請書兼請求書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定又は不交付の決定並びに額の確定を行うものとし、鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）又は鹿児島県立高等学校端末購入費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 県教育委員会は、前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助対

象者」という。)に対し、補助金を交付する。

なお、補助金は、交付を決定した日の属する月の翌月末日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに交付する。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- 2 前項の規定による交付は、金融機関預貯金口座（以下「口座」という。）への振り込みの方法による。
- 3 前項の規定により補助金を振り込む口座は、申請者名義の口座とする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第9条 県教育委員会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付を受けることを辞退したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（補助金の交付の決定の取消しの通知）

第10条 県教育委員会は、前条の規定による補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、その旨を鹿児島県立高等学校端末購入費補助交付決定取消通知書（別記第5号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金交付の取消しの通知を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、県教育委員会の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和8年9月7日から施行する。

鹿児島県教育委員会 殿

令和 年度鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付申請書兼請求書

鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請者（保護者等）について

申請者住所	〒 -	ふりがな	
連絡先(電話番号)	- -	申請者氏名	
生徒との関係	☐ 親権者等 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 本人 ☐ その他 () ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者		

※ 主たる生計維持者に該当する場合は、扶養誓約書(事務処理要領様式1)を提出してください。

2 対象となる生徒について

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
氏 名			
学校の名称		学 年	第 学年
学校の種類・課程	高等学校 (☐ 全日制 ・ ☐ 定時制)		
在学期間	令和 年 月 ～ 在学中		
過去の高等学校等における在学期間(転学・退学等があった場合に記入)	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	

3 補助金申請区分について

申請区分	①	☐	生活保護	・生活保護受給証明書（世帯全員の記載があり、受給が確認できる書類） ・原本の所在（複写提出の場合）（ ）
	②	☐	非課税	・課税証明書（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の記載があるもの） ※ 申請者が生徒本人の場合は、生徒本人の課税証明書 ※ 申請者が上記以外の場合は、保護者等全員の課税証明書 ・原本の所在（複写提出の場合）（ ）
	③	☐	家計急変	・家計急変状況申出書（別紙2）

※ 市町村役場発行の各証明書については、県教育委員会が所管する他の補助金等の申請の際に、既に各書類の原本を提出している場合は、複写したものでも可とします。

また、兄弟姉妹のどちらか一方に書類の原本を提出している場合も複写したものでも可とします。

ただし、複写したものを提出する場合は、原本の所在を明らかにしてください。

(例 ○○○給付金の申請時に原本提出済み、○○○高等学校 ○○ ○○に原本添付)

4 購入方法、金額及び添付書類について

端末購入方法	☐ 協定事業者（ECサイト） ☐ その他（家電量販店等）		
端末購入金額（対象経費のみ）	円		
添付書類	☐ 領収書等 ※ 宛名、購入日、端末購入代金、端末商品名、端末型番（領収書の金額が付属品等を含めた総額の場合は、内訳が明記されていること。）、販売事業者名が確認できること。 ※ レシートの場合は、上記項目及びレシート番号の照合できる書類（請求書等）を添付すること。		

※ 協定事業者（ECサイト）で購入した場合は、領収書等の提出は不要です。

5 補助金の交付方法について

交付方法	☐ 口座振込により交付してください。 ※ 口座振込申出書（別紙1）及び確認書類（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が記載されている通帳等の写し）を提出してください。
------	---

6 その他

☐	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
--------------------------	-------------------------

令和 年度鹿児島県立高等学校端末購入費補助金申請事項変更届

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

端末購入費補助金申請について、鹿児島県立高等学校端末購入補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記2のとおり変更したので届け出ます。

記

1 申請時の対象となる生徒の氏名・学校名・学年

ふりがな		学年	第	学年
氏 名				
学校名				

2 変更事項

(1) 生徒氏名 ☐変更あり ☐変更なし

ふりがな	
氏 名	

(2) 保護者等氏名 ☐変更あり ☐変更なし

ふりがな	
氏 名	

(3) 振込先口座 ☐変更あり ☐変更なし

☐	振込先口座を変更します。 ※口座振込申出書（別紙1）を提出してください。
--------------------------	---

(4) 変更に関する事項（2(1)及び(2)の変更の場合に記載）

事実発生年月日	年 月 日
変更理由	

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県教育委員会 印

年度 鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿児島県立高等学校端末購入費補助金については、
鹿児島県立高等学校端末購入費補助金要綱第7条の規定により、下記のとおり決定し、交付額は
交付決定額と同額に確定したので通知します。

生徒氏名 _____

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 交 付 確 定 額 金 円

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県教育委員会



年度 鹿児島県立高等学校端末購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿児島県立高等学校端末購入費補助金については、
鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記の理由により不交付決定したので通知します。

生徒氏名 _____

1 不交付決定年度

2 在籍高等学校

3 不交付決定理由

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県教育委員会



年度 鹿児島県立高等学校端末購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した鹿児島県立高等学校端末購入費補助金については、
鹿児島県立高等学校端末購入補助金交付要綱第10条の規定により、下記の理由により交付決定取
消をしたので通知します。

生徒氏名 _____

- 1 交付決定取消年度
- 2 在 籍 高 等 学 校
- 3 交付決定取消理由

口座振込申出書

年 月 日

(支出命令所属) 出納員 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

私に対する端末購入費補助金の支払いについては、下記口座に振り込まれるよう申し出ます。

記

※ 原則、申請者本人の口座を指定してください。

金融機関名： _____ 銀行・労金・信金
信組・相信・農協 店舗名： _____ 本店・支店・支所
出張所・代理店
その他【 】

預金種別： 普通預金 ・ 当座預金 口座番号： _____

口座名義： _____

(通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入)

※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義の記載されている
ページの写しを貼り付けてください。

家計急変状況申出書

年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この申出書の記載内容は、事実と相違ありません。

私の世帯の家計急変状況について、下記のとおり申し出ます。

記

1	家計急変日	_____	年	_____	月	_____	日
2	家計急変理由						
3	家計急変後の扶養親族等について	(世帯人数 _____人)					
下記の者は、「健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係」にあることを誓約します。							
※ 年齢に関わらず、 <u>扶養している全員を記入</u> してください。							
続柄	氏名	続柄	氏名				
世帯主 (扶養者)							

別紙 2

【留意事項】

1 家計急変状況申出書（別紙 2）

家計急変により申請する場合に提出する。

家計急変日とは、その事由（離職日等）が発生した日を記載すること。

家計急変理由は、審査の際に重要となるため、詳しく記載すること。

また、所得割非課税限度額を算出する際に扶養親族の確認をする必要があることから、年齢にかかわらず、扶養している全員を記入すること。

2 家計急変世帯の確認方法

(1) 家計の状況が確認できる書類

ア 家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出など家計急変の時期及び理由が分かる書類

イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類

扶養誓約書（様式 1）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(2) 家計急変世帯の判断

(1)の書類をもとに家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、所得割が非課税となる世帯の年収と比較し判断する。なお、年収見込額には、退職金、失業手当等は含めないものとする。

会社作成の給与見込み等がなく、給与月額で推計する場合は、3 か月の平均給与月額に 12 月を乗じたものとする。

3 その他

(1) 失業等で収入がない場合は、上記 2 (1)の書類を提出する。

確認書類については、原則、会社作成の給与（見込）証明書により確認を行うが、見込証明書を会社が発行しないなど、やむを得ず、給与明細書を提出する場合、家計急変後、3 か月分の給与明細書を提出すること。

また、自営業の場合は、収入を示す書類を提出すること。

(2) 家計急変については、保護者等全員の収入見込みが非課税相当であることが要件のため、保護者等が共働きである場合、どちらか一方の収入減のみをもって対象となるものではない。

(3) 災害などに起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。